

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計 画 主 体	横 瀬 町

横瀬町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 横瀬町 振興課 農林グループ
所 在 地 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4 5 4 5 番地
電 話 番 号 0 4 9 4 - 2 5 - 0 1 1 4
F A X 番 号 0 4 9 4 - 2 3 - 9 3 4 9
メールアドレス shinkou@town.yokoze.saitama.jp

目次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
(1) 被害の現状	1
(2) 被害の傾向	2
(3) 被害の軽減目標	3
(4) 従来講じてきた被害防止対策	4
(5) 今後の取組方針	5
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	6
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	6
(2) その他捕獲に関する取組	6
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	6
(4) 許可権限委譲事項	8
4. 防護柵の設置等に関する事項	9
(1) 侵入防止柵の整備計画	9
(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組	9
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	9
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる おそれがある場合の対処に関する事項	10
(1) 関係機関等の役割	10
(2) 緊急時の連絡体制	10
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	11
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有 効な利用に関する事項	11
(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法	11
(2) 処理加工施設の取組	11
(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	11
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項	11
(1) 協議会に関する事項	11
(2) 関係機関に関する事項	13
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	13
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	13
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	13

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、ゴイサギ、スズメ、ツキノワグマ
計 画 期 間	令和7年度 ～ 令和9年度
対 象 地 域	横瀬町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度横瀬町鳥獣被害防止計画実施状況報告書より）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積	被害金額
ニホンザル	豆類、果樹、野菜等	18a	636千円
イノシシ	水稻、果樹、野菜等	7a	42千円
ニホンジカ	水稻、豆類等	2a	17千円
ハクビシン	果樹、野菜等	2a	159千円
タヌキ	果樹等	—	—
アナグマ	野菜、果樹等	—	—
アライグマ	果樹、野菜等	2a	92千円
カラス	果樹、野菜等	1a	112千円
ヒヨドリ	果樹等	4a	74千円
カワウ	マス等有用魚類	—	957千円
ゴイサギ	マス等有用魚類	—	957千円
スズメ	水稻、麦等	1a	5千円
ツキノワグマ	—	—	—
合 計		37a	3,051千円

(備考)

- ・ 上記被害面積及び被害金額については、人・農地プランの中心経営体に位置づけられている農家を対象とした横瀬町独自の調査結果を反映しているため、調査対象となっていない農家において発生している被害は反映されていない。
- ・ 目撃、または、痕跡等があり、被害の報告がない鳥獣についての被害面積及び被害金額は「—」で示している。
- ・ 上記被害面積及び被害金額には、植栽した若木の枝葉や林床植生の食害、樹木の皮剥被害等、林業被害は含まれていない。

(2) 被害の傾向

- 「ニホンザル」は、年間を通して根古屋地区、宇根地区及び芦ヶ久保地区に出没し、豆類、果樹及び野菜等の農作物に被害を発生させており、その区域も苅米地区や中郷地区の山際に拡大している。また、人間の姿を見ても逃げず、威嚇してくる個体も見られ、電線や人家の屋根に頻繁に登ることなどから、今後、人的被害や家屋被害等も懸念されている。
- 「イノシシ」は、年間を通して横瀬町全域の山際に出没し、水稻、果樹及び野菜等の農作物に被害を発生させている。なお、水稻については、畦畔の掘り返しや水稻の踏み倒し等も発生している。
- 「ニホンジカ」は、年間を通して横瀬町全域の山際に出没し、水稻及び豆類等の農作物に被害を発生させている。また、町内全域の森林において、植栽した若木の枝葉や林床植生の食害、樹木の皮剥被害等も発生している。
- 「ハクビシン」は、年間を通して横瀬町全域に出没し、果樹及び野菜等の農作物に被害を発生させている。また、人家（空き家を含む。）への侵入等、生活被害も発生している。
- 「タヌキ」は、年間を通して横瀬町全域に出没し、果樹等の農作物に被害を発生させている。また、人家（空き家を含む。）への侵入等、生活被害も発生している。
- 「アナグマ」は、春から秋にかけて横瀬町全域に出没し、野菜及び果樹等の農作物に被害を発生させている。
- 「アライグマ」は、年間を通して横瀬町全域に出没し、果樹等の農作物に被害を発生させている。また、人家（空き家を含む。）への侵入等、生活被害も発生している。
- 「カラス」は、年間を通して横瀬町全域に出没し、果樹及び野菜等の農作物に被害を発生させている。また、ゴミ荒らしや糞被害等、生活環境被害も発生している。
- 「ヒヨドリ」は、年間を通して横瀬町全域に出没し、果樹等の農作物に被害を発生させている。
- 「カワウ」は、春から秋にかけて横瀬川流域に出没し、マス等の有用魚類に被害を発生させている。
- 「ゴイサギ」は、春から秋にかけて横瀬川流域に出没し、マス等の有用魚類に被害を発生させている。

○ 「スズメ」は、年間を通して横瀬町全域に出没し、麦及び水稻に被害を発生させている。

○ 「ツキノワグマ」は、根古屋地区、宇根地区及び芦ヶ久保地区の山間部の森林において、樹木の皮剥被害を発生させている。また、春から秋にかけて、人里への出没が確認されていることなどから、人的被害も懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
	被害面積(a)	被害金額	被害面積(a)	被害金額
ニホンザル	18a	636千円	16.2a	572.4千円
イノシシ	7a	42千円	6.3a	37.8千円
ニホンジカ	2a	17千円	1.8a	15.3千円
ハクビシン	2a	159千円	1.8a	143.1千円
タヌキ	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
アライグマ	2a	92千円	1.8a	82.8千円
カラス	1a	112千円	0.9a	100.8千円
ヒヨドリ	4a	74千円	3.6a	66.6千円
カワウ	—	957千円	—	861.3千円
ゴイサギ	—	957千円	—	861.3千円
スズメ	1a	5千円	0.9a	4.5千円
ツキノワグマ	—	—	—	—
合 計	37a	3,051千円	33.3a	2,745.9千円

(備考)

- ・ 現状値（令和5年度）の約10%減を目標値（令和9年度）とした。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題																		
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲事業	武甲猟友会に事業を委託しているが、会員数の減少や高齢化が進んでいるため、今後、後継者の確保、育成が必要である。 また、捕獲したイノシシ、ニホンジカ等の埋設処理は困難であり、焼却処分については解体等の対策が必要など、処理及び処分方法の検討も必要である。併せて、鳥獣被害対策実施隊の設置についても検討したい。																		
	埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲	有害鳥獣捕獲事業とは別に、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物に指定されているアライグマの捕獲を実施しているが、捕獲後の処理及び処分方法の検討が必要である。																		
防護柵の設置等に関する取組	電気柵等設置の推進	ニホンザルの被害が発生している根古屋地区、宇根地区及び芦ヶ久保地区を中心に、電気柵「埼玉型電落くん2号」の設置を推進しており、被害の減少が期待される場所である。 しかし、設置後の維持管理が不十分な電気柵も見受けられることから、今後、適正な維持管理方法等について、電気柵設置農家に再度指導していく必要がある。 (参考) 電気柵等設置実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>設 置 数</th><th>設置距離</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td><td>11ヶ所</td><td>1,545m</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>6ヶ所</td><td>409m</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>6ヶ所</td><td>577m</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>2ヶ所</td><td>325m</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>25ヶ所</td><td>2,856m</td></tr> </tbody> </table> ※令和6年度については、令和7年1月末時点	年 度	設 置 数	設置距離	令和3年度	11ヶ所	1,545m	令和4年度	6ヶ所	409m	令和5年度	6ヶ所	577m	令和6年度	2ヶ所	325m	合 計	25ヶ所	2,856m
年 度	設 置 数	設置距離																		
令和3年度	11ヶ所	1,545m																		
令和4年度	6ヶ所	409m																		
令和5年度	6ヶ所	577m																		
令和6年度	2ヶ所	325m																		
合 計	25ヶ所	2,856m																		

ニホンザル に対する 取組	追い払い用花火 爆竹等の交付	地域住民がニホンザルを追い払う場合に使用するロケット花火や爆竹を交付しているが、音を鳴らすだけになっているため、鳴らしながら追っていく必要がある。 しかしながら、草刈りがされておらず耕作放棄地となっている農地や、管理されていない山林等、追い払いのしにくい環境となっている場所も見受けられるので、効果的な追い払いを実施するため、また、野生鳥獣の隠れ場所をなくすため、耕作放棄地の解消、緩衝帯等の整備が必要である。
	テレメトリー、 GPS調査	平成22年度より無線遠隔測定法（テレメトリー）、平成29年度より動物位置情報システム（GPS）を活用し、ニホンザルの行動域調査を実施しているが、地元住民への周知方法を検討し、効果的な追い払い等を実施する必要がある。
その他の 取組	放任果樹の除去	放任果樹（かき、くり、ゆず等）は野生鳥獣の絶好の餌場になるため、所有者に適正な管理、また、除去について啓発を実施。

（５）今後の取組方針

ア．電気柵等設置の推進及び設置後の適正な維持管理方法等の指導

埼玉県農業技術研究センター鳥獣害防除担当、ちちぶ農業協同組合営農経済部営農振興課の担当者の協力のもと、電気柵「埼玉型電落くん2号」等設置の推進。また、設置後の適正な維持管理方法等について指導する。

イ．テレメトリー（無線遠隔測定法）とGPS（動物位置情報システム）の効果的な活用

ニホンザルによる被害を防止するため、テレメトリー（無線遠隔測定法）とGPS（動物位置情報システム）を活用して行動域調査を実施し、位置情報を地域住民や武甲猟友会へ周知することにより、地域住民を主体とした効果的な追い払い活動及び有害鳥獣捕獲事業等を実施する。また、追い払いに使用するロケット花火及び爆竹等を交付する。

ウ．有害鳥獣捕獲事業の実施及び従事者の確保、育成

武甲猟友会へ委託している有害鳥獣捕獲事業について、地域の被害状況等に応じて適切、かつ、効果的に実施する。また、はこわな、くくりわな、テレメトリー用受信機を貸与、貸出する。なお、有害鳥獣捕獲事業従事者、新規狩猟免許取得者へ補助金を交付するなど、従事者の確保、育成を図る。

エ. 埼玉県第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体分析調査の実施

有害鳥獣捕獲事業で捕獲したイノシシ及びニホンジカについて、埼玉県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、当該計画のモニタリング調査の一環として、捕獲した個体の個体分析調査を実施する。

オ. 埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲及び個体分析調査の実施

有害鳥獣捕獲事業とは別に、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物に指定されているアライグマについて、武甲猟友会員（わな猟狩猟免許を有する者）に従事者として捕獲を実施する。また、当該計画のモニタリング調査の一環として、捕獲した個体の個体分析調査を実施する。

カ. その他被害防止対策

野生鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地の解消や緩衝帯の整備、また、集落に野生鳥獣を呼び寄せる原因となる放任果樹（かき、くり、ゆず等）の適正な管理、除去について啓発や指導を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲事業については、引き続き武甲猟友会に委託し実施する。また、特定外来生物に指定されているアライグマについては、有害鳥獣捕獲事業とは別に、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、武甲猟友会員（わな猟狩猟免許を有する者）に従事者として捕獲を実施する。なお、被害を受けている農家等に対してわな猟狩猟免許の取得を促進し、従事者の確保に努める。併せて鳥獣被害対策実施隊の設置についても検討したい。

（2）その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	全対象鳥獣	・はこわな、くくりわなの貸与、貸出 ・テレメトリー用受信機の貸与、貸出 ・捕獲通知機器の貸与、貸出 ・有害鳥獣捕獲事業従事者へ補助金交付 ・新規狩猟免許取得者へ補助金交付 他

（3）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- 埼玉県鳥獣保護管理事業計画及び埼玉県第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図りながら、適切、かつ、効果的な捕獲を実施する。
- アライグマ及びツキノワグマを除く各鳥獣の捕獲計画数については、過去3年間（令和4年度～令和6年度）の捕獲実績、また、現在の被害状況及び出没状況等を考慮して設定した。
- 特定外来生物に指定されているアライグマについては、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲を実施する。

- ツキノワグマについては、埼玉県環境部みどり自然課より狩猟の自粛について通知もあることから、人里への出没等、緊急に捕獲しなければならない場合に限り、必要最小限の捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル	50 頭	50 頭	50 頭
イノシシ	50 頭	50 頭	50 頭
ニホンジカ	200 頭	200 頭	200 頭
ハクビシン	40 頭	40 頭	40 頭
タヌキ	25 頭	25 頭	25 頭
アナグマ	25 頭	25 頭	25 頭
アライグマ	全 頭	全 頭	全 頭
カラス	10 羽	10 羽	10 羽
ヒヨドリ	10 羽	10 羽	10 羽
カワウ	10 羽	10 羽	10 羽
ゴイサギ	10 羽	10 羽	10 羽
スズメ	100 羽	100 羽	100 羽
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

対象鳥獣	捕 獲 等 の 取 組 内 容
ニホンザル	【有害鳥獣捕獲】 ・捕 獲 手 段：銃器、はこわな、くくりわな ・捕獲実施予定時期：非狩猟鳥獣であることから、狩猟期間も含め通年 ・捕 獲 予 定 場 所：鳥獣保護区を除く横瀬町全域
イノシシ	【有害鳥獣捕獲／個体分析調査】 ・捕 獲 手 段：銃器、はこわな、くくりわな ・捕獲実施予定時期：狩猟期間を除き通年 ・捕 獲 予 定 場 所：鳥獣保護区を除く横瀬町全域
ニホンジカ	【有害鳥獣捕獲／個体分析調査】 ・捕 獲 手 段：銃器、くくりわな ・捕獲実施予定時期：狩猟期間を除き通年 ・捕 獲 予 定 場 所：鳥獣保護区を除く横瀬町全域

ハクビシン タヌキ アナグマ	【有害鳥獣捕獲】 ・捕獲手段：はこわな、くくりわな ・捕獲実施予定時期：狩猟期間を除き通年 ・捕獲予定場所：鳥獣保護区を除く横瀬町全域
アライグマ	【埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲／個体分析調査】 ・捕獲手段：はこわな、くくりわな ・捕獲実施予定時期：通年 ・捕獲予定場所：横瀬町全域
カラス ヒヨドリ カワウ ゴイサギ スズメ	【有害鳥獣捕獲】 ・捕獲手段：銃器、網、巣落とし(カワウのみ) ・捕獲実施予定時期：狩猟期間を除き通年 ・捕獲予定場所：鳥獣保護区を除く横瀬町全域
ツキノワグマ	【有害鳥獣捕獲】 ・捕獲手段：銃器、はこわな ・捕獲実施予定時期：緊急に捕獲しなければならない場合に限る ・捕獲予定場所：人里周辺の出没地区に限る

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・イノシシやニホンジカの捕獲後の止めさし等を効率的かつ安全に行うため必要である。捕獲予定地は横瀬町全域(鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域を除く)とし、通年で実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
横瀬町全域	対象鳥獣について委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容（見込み）		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ	電気柵 400m	電気柵 400m	電気柵 400m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ	・電気柵等の適正な維持管理方法等の指導 ・テレメトリーとGPSを活用した追払いの実施	・電気柵等の適正な維持管理方法等の指導 ・テレメトリーとGPSを活用した追払いの実施	・電気柵等の適正な維持管理方法等の指導 ・テレメトリーとGPSを活用した追払いの実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ	・耕作放棄地の解消 ・緩衝帯の整備 ・放任果樹の適正な管理、除去

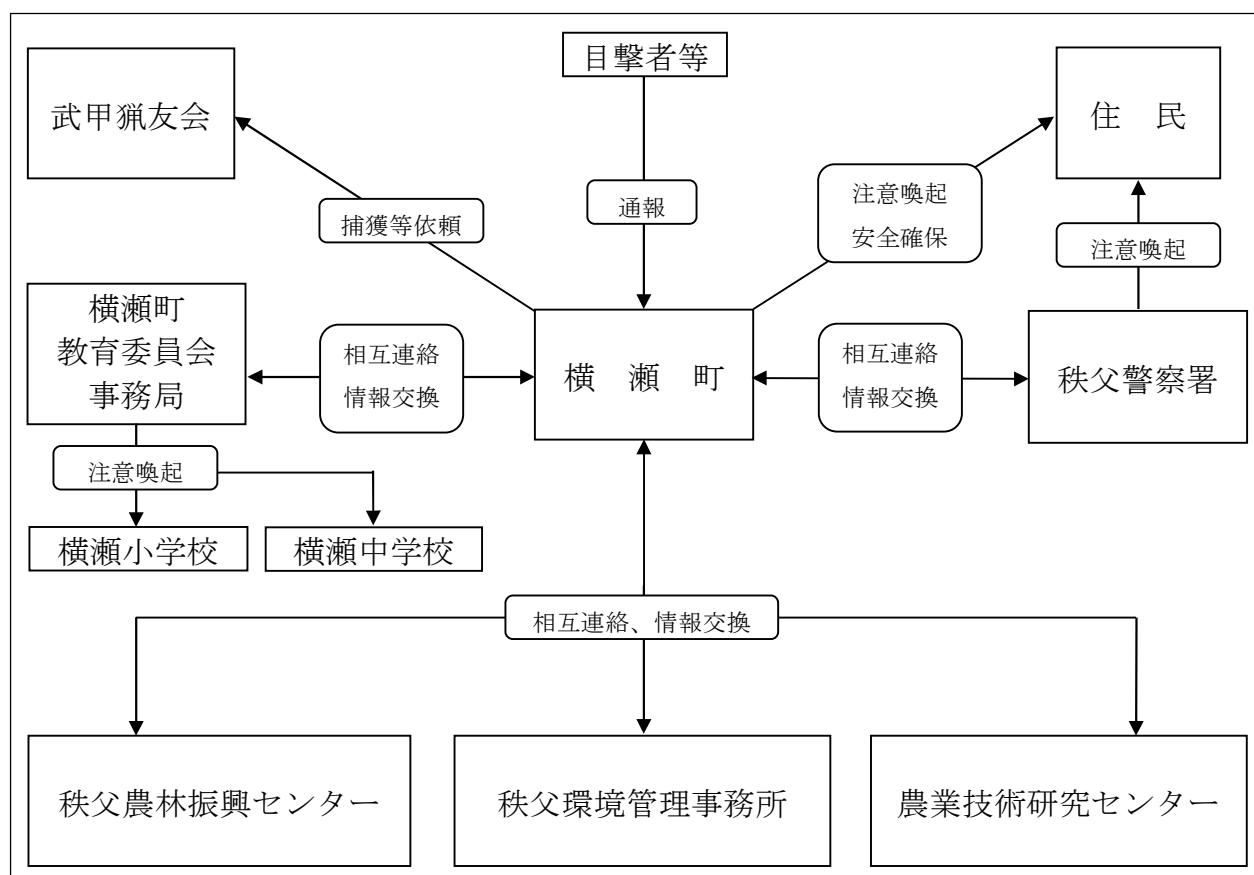
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
横瀬町	・ 防災行政無線等により、住民へ注意喚起 ・ パトロール等により、住民の安全確保 ・ 関係機関と相互連絡、情報交換 ・ 武甲猟友会へ捕獲等の依頼
横瀬町教育委員会事務局	・ 横瀬町と相互連絡、情報交換 ・ 横瀬小学校、横瀬中学校へ注意喚起
秩父警察署	・ 住民へ注意喚起 ・ 関係機関と相互連絡、情報交換
武甲猟友会	・ 横瀬町等からの依頼を受け、捕獲等を実施 ・ 関係機関と相互連絡、情報交換
秩父環境管理事務所 秩父農林振興センター 農業技術研究センター	・ 関係機関と相互連絡、情報交換

(2) 緊急時の連絡体制

(例：人里周辺においてツキノワグマの出没が確認された場合)



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、適切に埋設処理等を行う。

イノシシ、ニホンジカについては、自家消費や食肉として利用できる個体は食肉処理施設に搬入を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間の食肉処理施設と連携し、食肉として利用できる個体の捕獲や運搬に取り組む。
ペットフード	ペットフードへの利活用については関係する団体等と検討を行う。
皮革	皮革の利活用については関係する団体等と検討を行う。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ餌、学術研究等)	骨や角の利活用については関係する団体等と検討を行う。

(2) 処理加工施設の取組

民間の処理加工施設と協力し、ジビエの推進や食品等としての安全性の確保に努める。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

埼玉県や農林水産省が実施する講習等の参加を猟友会へ促し、衛生管理等の知識習得を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	秩父地域鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町	事業の推進、住民等への啓発

秩父市農業委員会 横瀬町農業委員会 皆野町農業委員会 長瀬町農業委員会 小鹿野町農業委員会	事業の推進、住民等への啓発
秩父地区猟政連絡協議会	事業の推進
ちちぶ農業協同組合	事業の推進
秩父広域森林組合	事業の推進
秩父漁業協同組合	事業の推進
埼玉県農業共済組合	事業の推進
秩父観光農林業協会	事業の推進
関東森林管理局埼玉森林管理事務所	事業の推進
東京大学秩父演習林	事業の推進
埼玉県秩父地域振興センター	事業の推進
埼玉県秩父環境管理事務所	事業の推進、対策への助言・指導
埼玉県秩父保健所	ジビエの活用に関する助言・指導
埼玉県農業技術研究センター	事業の推進、対策への助言・指導
秩父市猟友会 武甲猟友会 北秩父猟友会 西秩父猟友会 奥秩父猟友会	事業の推進
埼玉県秩父農林振興センター	事務局

協議会の名称	横瀬町鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役 割
横瀬町区長会	事業の推進、住民等への啓発
武甲猟友会	対策協力
横瀬町議会	事業の推進
横瀬町農業委員会	事業の推進
ちちぶ農業協同組合	事業の推進
農業生産団体代表	事業の推進
株式会社カリラボ	事業の推進、ジビエの活用

埼玉県秩父農林振興センター	対策への助言・指導
横瀬町	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
埼玉県農業技術研究センター	事業の推進、対策への助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

総合的、かつ、効果的な鳥獣被害対策を実施するため、他市町村と情報交換しながら、設置に向けて検討したい。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域住民が主体的に鳥獣被害対策に取り組む体制づくりを検討したい。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし